

正			誤																																																											
※変更箇所のみ抜粋			※変更箇所のみ抜粋																																																											
第 1 編 総 則			第 1 編 総 則																																																											
第 1 章 一般共通事項			第 1 章 一般共通事項																																																											
第 2 節 工事現場管理			第 2 節 工事現場管理																																																											
1.2.13 交通安全管理	1～3. 省略		1.2.13 交通安全管理	1～3. 省略																																																										
	4. 受注者は、交通誘導警備員について、警備業法施行規則第38条による教育の履歴者、過去3年以内に建設業協会等が主催する建設工事の事故防止のための安全講習会の受講者、あるいは交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定合格警備員を配置するものとし、教育の実施状況、受講証の写し等の確認できる資料を監督員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。 また、表 1.2.2 に示す路線及び区間で交通誘導警備業務を行わせる場合は、警備業法（令和元年 6 月改正法律第 37 号）第 18 条及び警備員の検定等に関する規則（令和元年 10 月改正国家公安委員会規則第 8 号）第 2 条並びに福島県公安委員会告示第 56 号（平成 27 年 10 月 6 日）に基づき、交通誘導警備業務に係る 1 級又は 2 級の検定合格警備員を 1 人以上配置しなければならない。																																																													
表 1.2.2 指定路線			表 1.2.2 指定路線																																																											
<table><tr><th colspan="2">指 定 路 線</th><th>区 間</th><th>施行年月日</th></tr><tr><th colspan="2">自動車専用道路</th><th>供用区間</th><th>供用日</th></tr><tr><td rowspan="10">福 島 県 公 安 委 員 会 が 必 要 と 認 め る 道 路</td><td>国道 4 号、6 号、1 3 号、4 9 号</td><td rowspan="6">福島県の全域</td><td>平成 19 年 6 月 19 日</td></tr><tr><td>国道 1 1 4 号、1 1 5 号</td><td>平成 28 年 4 月 1 日</td></tr><tr><td>国道 1 1 8 号</td><td>平成 19 年 6 月 19 日</td></tr><tr><td>国道 1 2 1 号</td><td>平成 28 年 4 月 1 日</td></tr><tr><td>国道 2 5 2 号</td><td>令和 8 年 6 月 1 日</td></tr><tr><td>国道 2 8 8 号、2 8 9 号、2 9 4 号、3 4 9 号</td><td rowspan="4">平成 28 年 4 月 1 日</td></tr><tr><td>国道 3 9 9 号</td><td>福島県の全域（ただし、福島市飯坂町茂庭 134 林班い小班から福島市飯坂町茂庭 134 林班つ小班までの間を除く）</td></tr><tr><td>国道 4 5 9 号</td><td>福島県の全域（ただし、喜多方市山都町及び耶麻郡西会津町を除く）</td></tr><tr><td>県道福島飯坂線</td><td rowspan="3">福島県の全域</td></tr><tr><td>県道日立いわき線</td></tr><tr><td>県道原町川俣線</td></tr></table>			指 定 路 線		区 間	施行年月日	自動車専用道路		供用区間	供用日	福 島 県 公 安 委 員 会 が 必 要 と 認 め る 道 路	国道 4 号、6 号、1 3 号、4 9 号	福島県の全域	平成 19 年 6 月 19 日	国道 1 1 4 号、1 1 5 号	平成 28 年 4 月 1 日	国道 1 1 8 号	平成 19 年 6 月 19 日	国道 1 2 1 号	平成 28 年 4 月 1 日	国道 2 5 2 号	令和 8 年 6 月 1 日	国道 2 8 8 号、2 8 9 号、2 9 4 号、3 4 9 号	平成 28 年 4 月 1 日	国道 3 9 9 号	福島県の全域（ただし、福島市飯坂町茂庭 134 林班い小班から福島市飯坂町茂庭 134 林班つ小班までの間を除く）	国道 4 5 9 号	福島県の全域（ただし、喜多方市山都町及び耶麻郡西会津町を除く）	県道福島飯坂線	福島県の全域	県道日立いわき線	県道原町川俣線	<table><tr><th colspan="2">指 定 路 線</th><th>区 間</th><th>施行年月日</th></tr><tr><th colspan="2">自動車専用道路</th><th>供用区間</th><th>供用日</th></tr><tr><td rowspan="10">福 島 県 公 安 委 員 会 が 必 要 と 認 め る 道 路</td><td>国道 4 号、6 号、1 3 号、4 9 号</td><td rowspan="4">福島県の全域</td><td>平成 19 年 6 月 19 日</td></tr><tr><td>国道 1 1 4 号、1 1 5 号</td><td>平成 28 年 4 月 1 日</td></tr><tr><td>国道 1 1 8 号</td><td>平成 19 年 6 月 19 日</td></tr><tr><td>国道 1 2 1 号、2 8 8 号、2 8 9 号、2 9 4 号、3 4 9 号</td><td rowspan="6">平成 28 年 4 月 1 日</td></tr><tr><td>国道 3 9 9 号</td><td>福島県の全域（ただし、福島市飯坂町茂庭 134 林班い小班から福島市飯坂町茂庭 134 林班つ小班までの間を除く）</td></tr><tr><td>国道 4 5 9 号</td><td>福島県の全域（ただし、喜多方市山都町及び耶麻郡西会津町を除く）</td></tr><tr><td>県道福島飯坂線</td><td rowspan="4">福島県の全域</td></tr><tr><td>県道日立いわき線</td></tr><tr><td>県道原町川俣線</td></tr><tr><td>県道小名浜四倉線</td></tr></table>			指 定 路 線		区 間	施行年月日	自動車専用道路		供用区間	供用日	福 島 県 公 安 委 員 会 が 必 要 と 認 め る 道 路	国道 4 号、6 号、1 3 号、4 9 号	福島県の全域	平成 19 年 6 月 19 日	国道 1 1 4 号、1 1 5 号	平成 28 年 4 月 1 日	国道 1 1 8 号	平成 19 年 6 月 19 日	国道 1 2 1 号、2 8 8 号、2 8 9 号、2 9 4 号、3 4 9 号	平成 28 年 4 月 1 日	国道 3 9 9 号	福島県の全域（ただし、福島市飯坂町茂庭 134 林班い小班から福島市飯坂町茂庭 134 林班つ小班までの間を除く）	国道 4 5 9 号	福島県の全域（ただし、喜多方市山都町及び耶麻郡西会津町を除く）	県道福島飯坂線	福島県の全域	県道日立いわき線	県道原町川俣線	県道小名浜四倉線
指 定 路 線		区 間	施行年月日																																																											
自動車専用道路		供用区間	供用日																																																											
福 島 県 公 安 委 員 会 が 必 要 と 認 め る 道 路	国道 4 号、6 号、1 3 号、4 9 号	福島県の全域	平成 19 年 6 月 19 日																																																											
	国道 1 1 4 号、1 1 5 号		平成 28 年 4 月 1 日																																																											
	国道 1 1 8 号		平成 19 年 6 月 19 日																																																											
	国道 1 2 1 号		平成 28 年 4 月 1 日																																																											
	国道 2 5 2 号		令和 8 年 6 月 1 日																																																											
	国道 2 8 8 号、2 8 9 号、2 9 4 号、3 4 9 号		平成 28 年 4 月 1 日																																																											
	国道 3 9 9 号	福島県の全域（ただし、福島市飯坂町茂庭 134 林班い小班から福島市飯坂町茂庭 134 林班つ小班までの間を除く）																																																												
	国道 4 5 9 号	福島県の全域（ただし、喜多方市山都町及び耶麻郡西会津町を除く）																																																												
	県道福島飯坂線	福島県の全域																																																												
	県道日立いわき線																																																													
県道原町川俣線																																																														
指 定 路 線		区 間	施行年月日																																																											
自動車専用道路		供用区間	供用日																																																											
福 島 県 公 安 委 員 会 が 必 要 と 認 め る 道 路	国道 4 号、6 号、1 3 号、4 9 号	福島県の全域	平成 19 年 6 月 19 日																																																											
	国道 1 1 4 号、1 1 5 号		平成 28 年 4 月 1 日																																																											
	国道 1 1 8 号		平成 19 年 6 月 19 日																																																											
	国道 1 2 1 号、2 8 8 号、2 8 9 号、2 9 4 号、3 4 9 号		平成 28 年 4 月 1 日																																																											
	国道 3 9 9 号	福島県の全域（ただし、福島市飯坂町茂庭 134 林班い小班から福島市飯坂町茂庭 134 林班つ小班までの間を除く）																																																												
	国道 4 5 9 号	福島県の全域（ただし、喜多方市山都町及び耶麻郡西会津町を除く）																																																												
	県道福島飯坂線	福島県の全域																																																												
	県道日立いわき線																																																													
	県道原町川俣線																																																													
	県道小名浜四倉線																																																													

正					誤									
5. 省略		県道いわき石川線			5. 省略		県道いわき上三坂小野線							
		県道小名浜四倉線					県道小名浜平線							
		県道郡山停車場線		令和 8 年 6 月 1 日			県道常磐勿来線							
		県道いわき上三坂小野線		平成 28 年 4 月 1 日			県道会津若松裏磐梯線	福島県会津若松市の全域						
		県道小名浜平線					県道河内郡山線	福島県の全域						
		県道常磐勿来線					県道須賀川二本松線							
		県道郡山大越線		令和 8 年 6 月 1 日										
		県道会津若松裏磐梯線	福島県会津若松市の全域	平成 28 年 4 月 1 日										
		県道小名浜小野線	福島県いわき市小名浜下	令和 8 年 6 月 1 日										
		※路線の起点から通称	神白字林崎 27 番 3 地先											
		「下船尾交差点」まで	から福島県いわき市常磐											
			下船尾町内 289 番 8 地先											
			まで											
		県道河内郡山線	福島県の全域	平成 28 年 4 月 1 日										
		県道荒井郡山線		令和 8 年 6 月 1 日										
		県道須賀川二本松線		平成 28 年 4 月 1 日										
		県道相馬新地線		令和 8 年 6 月 1 日										